

通所介護，介護予防型デイサービス，短時間型デイサービス

運営規程

医療法人清仁会
シミズ洛西デイサービスセンター

(事業の目的)

第1条 医療法人清仁会が開設するシミズ洛西デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護、指定介護予防型デイサービス、指定短時間型デイサービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」及び「京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 通所介護

- (1) 名 称：シミズ洛西デイサービスセンター
- (2) 所 在 地：京都市西京区大枝沓掛町13番地の222
- (3) 事業単位：1単位
- (4) 利用定員：1日30人

2 介護予防型デイサービス

- (1) 名 称：シミズ洛西デイサービスセンター
- (2) 所 在 地：京都市西京区大枝沓掛町13番地の222
- (3) 事業単位：1単位
- (4) 利用定員：1日5人

3 短時間型デイサービス

- (1) 名 称：シミズ洛西デイサービスセンター
- (2) 所 在 地：京都市西京区大枝沓掛町13番地の222
- (3) 事業単位：1単位
- (4) 利用定員：1日5人

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1 通所介護、介護予防型デイサービス

- (1) 管 理 者：常勤1人（業務に支障のない限り他の職種との兼務を行えるものとする。）
 - ・管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員：1人以上（サービス提供時間を通じて毎日常時1名以上配置する。）
 - ・生活相談員は、利用者の生活向上を図るため、利用者からの相談に応じるとともに、必要な助言、その他の援助等を行う。
- (3) 介 護 職 員：4人以上（サービス提供時間を通じて毎日常時1名以上配置する。）
 - ・介護職員は、利用者の入浴、食事等の介護サービスを提供し、又は必要な支援を行う。
- (4) 看 護 職 員：1人以上（毎日1人以上配置する。）
 - ・利用者の健康管理業務等を行う。
- (5) 機能訓練指導員：1人以上
 - ・機能訓練指導員は、機能の減退を防止するための訓練指導及び助言を行う。

2 短時間型デイサービス

- (1) 管 理 者：常勤1人（業務に支障のない限り他の職種との兼務を行えるものとする。）
 - （1の管理者が兼務（※兼務の場合））
 - ・管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 相 談 員：1人以上 （1の生活相談員が兼務（※兼務の場合））
- (3) 介 護 職 員：4人以上 （サービス提供時間を通じて毎日常時1名以上配置する。）
- (4) 看 護 職 員：1人以上
 - ・利用者の健康管理業務等を行う。
- (5) 機能訓練指導員：1人以上
 - ・機能訓練指導員は、機能の減退を防止するための訓練指導及び助言を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日：月曜日～土曜日（ただし、12月30日～1月3日までを除く。）
- (2) 営 業 時 間：8時30分～17時00分
- (3) サービス提供時間：9時15分～16時30分

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次に掲げるもののうち必要と認められるサービスとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準もしくは京都市が定める額によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

事業内容

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴サービス
- (3) 日常生活動作の機能訓練
- (4) 健康状態チェック
- (5) レクリエーション
- (6) 送迎
- (7) アクティビティ (介護予防)

利用料他

- (1) 食費は、一食当たり 650 円を徴収する。
- (2) おやつ代は、一食当たり 110 円を徴収する。
- (3) レクリエーション代は、1 回当たり 50 円を徴収する。
- (4) おむつ代は、その実費を徴収する。
- (5) 喫茶代 90 円／杯
- (6) 通常の事業の地域を超えて行う通所介護の送迎に要した交通費は、片道 300 円とする。
- (7) 日常生活において通常必要となる費用であり、利用者が負担すべきと考え、費用及び行事等利用者の希望によるレクリエーション (外出や外食等) に参加する場合の費用は実費を徴収する。
- (8) 事業で提供するサービスをキャンセルする場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料 (昼食代・おやつ代) を徴収する。月額報酬に関して、利用のキャンセル料は発生しないが昼食代・おやつ代に関しては徴収する。
- (9) 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けることとする。
- (10) 前項の利用者等の支払いを受けたときは、その内容を記載した領収書を交付する。
- (11) 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、京都市西京区の地域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第8条 当事業所の利用に当たっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示する。
- (2) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用し、これに反した利用により破損等が生じた場合は、必要に応じて修理費用等の実費弁償を行う。
- (3) 決められた場所以外での喫煙は行わない。
- (4) 他の利用者の迷惑になる行為は行わない。
- (5) 金銭等の管理は各自で行う。
- (6) 事業所での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は行わない。
- (7) 反社会的行為

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 サービスの提供により事故が発生した場合は、京都市、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、事故の状況や事故に際して採った処置について、記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第10条 サービスの提供に係る利用者やその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供したサービスに関し、国又は地方公共団体が行う調査に協力するとともに、国又は地方公共団体から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取り扱うものとする。

2 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(虐待の防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施する。

(4) 各項の措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束)

第13条

- (1) 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
- (2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録するものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(感染症対策・衛生管理等)

第15条

- (1) 事業所における、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年1回以上実施する。

(業務継続計画の策定等)

第16条

- (1) 事業所は、感染症や非常災害が発生した場合において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、必要な措置を行う。
- (2) 事業所は従業員に対し、業務継続計画について説明および周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメントの防止)

第17条 事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は、優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者又はその家族等が、事業者に対して本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合、また社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為等により、当事業所の通常の業務遂行に支障等がでていると判断した場合には、契約の解除を申し出る場合がある。

(従業員の研修等)

第18条 事業所は、従業員に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修受講を含む。）を実施する。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業所は、従業員に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年3回以上

2 従業員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、事業に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、医療法人 清仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、(附則) 平成16年 6月1日から実施する。

平成17年10月1日一部変更する。

平成18年 2月1日一部変更する。

平成18年 2月1日一部変更する。

平成19年 4月1日一部変更する。

平成20年 4月1日一部変更する。

平成21年 2月1日一部変更する。

平成21年 4月1日一部変更する。

平成21年 6月1日一部変更する。

平成24年 4月1日一部変更する。

平成25年 4月1日一部変更する。

平成26年 4月1日一部変更する。

平成26年 9月1日一部変更する。

平成27年 4月1日一部変更する。

平成27年11月1日一部変更する。

平成28年 4月1日一部変更する。

平成29年 4月1日から施行する。

令和6年 4月1日から施行する。